

原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表

東京税関業務部

通関関係書類を電磁的記録によりMSX(申告添付登録)で提出する場合の原本性の確認等が必要な書類の処理方法 凡例

- 下記凡例中「×」以外は、いずれの場合においても、原本性の確認が必要な書類等以外の通関関係書類(インボイス等)はMSXによる提出が可能。
- 輸出入減免税に係るコードを除き、下記凡例中「○、○、●、▲、■、×」の対象となるコードのうち、
実際の申告において原本性の確認等を必要とする書類がない場合は、凡例中「-」と同様、通関関係書類(インボイス等)のMSXによる提出が可能。
- 輸出入減免税に係るコードについては、下記凡例中「×、××(区分2または区分3に限る)」となるコードにかかる申告は、実際の申告において原本性の確認等を必要とする書類の有無にかかわらず、MSXによる提出はできず、通関関係書類は全て書面にて提出となる。

凡例	原本性の確認・提出方法	備 考	
◎	<ul style="list-style-type: none"> 区分2Tまたは区分3Tの場合(区分2Mまたは区分3Mのうち「T」に係る書類を含む。)に、通関関係書類(インボイス等)とともにMSX(申告添付登録)での提出は可能だが、当該原本は審査終了時までに書面提出が必要。 区分1Gの場合に、通関関係書類(インボイス等)とともに許可後のMSX(申告添付登録)での提出は可能だが、当該原本は書面提出も必要。 		当該確認等が必要な書面の原本は税関で確認後返却、または回収後保存もしくは主管官庁に送付。
○	<ul style="list-style-type: none"> 区分2Gまたは区分3Gの場合(区分2Mまたは区分3Mのうち「G」に係る書類を含む。)に、通関関係書類(インボイス等)とともにMSX(申告添付登録)での提出は可能で、審査終了も行うが、当該原本は許可後の書面提出が必要。 区分1Gの場合に、通関関係書類(インボイス等)とともに許可後のMSX(申告添付登録)での提出は可能だが、当該原本は書面提出も必要。 		当該確認等が必要な書面の原本は税関で確認後返却、または回収後保存もしくは主管官庁に送付。
☆	<ul style="list-style-type: none"> 減免戻し税関係の申告で、通関関係書類(インボイス等)とともにMSX(申告添付登録)での提出が可能であり、審査終了も行うが、許可後に当該原本や交付用書類の書面による提出の他、同一性確認の為の資料(見本など)の提出などがあるため留意が必要。 <u>詳細については、別添5「整理表」を確認すること。</u> 		当該確認等が必要な書面の原本は税関で確認後返却、または回収後保存もしくは主管官庁に送付。
●	<ul style="list-style-type: none"> 区分2または区分3の場合に、通関関係書類(インボイス等)とともにMSX(申告添付登録)での提出は可能で、審査終了も行い、当該原本の許可後の書面提出は不要。 区分1Yの場合に、通関関係書類(インボイス等)とともに許可後のMSX(申告添付登録)での提出は可能であり、当該原本の書面提出は不要。 		当該書類も含めNACCSで保存。
▲	<ul style="list-style-type: none"> ※減免戻し税関係において、提出書類に税関で受理番号を付し、かつ、輸出入者への交付を必要としない場合 区分2または区分3の場合に、通関関係書類(インボイス等)とともにMSX(申告添付登録)での提出は可能で、審査終了も行い、当該原本の許可後の書面提出は不要。 区分1Yの場合に、通関関係書類(インボイス等)とともに許可後のMSX(申告添付登録)での提出は可能であり、当該原本の書面提出は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象書類について、1通提出のうえ受理番号を付与する必要がある場合の整理は、受理台帳に提出方法の欄を追加し、対象受理番号の書類が「書面」もしくは「電磁的記録」のどちらで提出されたかを明記しておくこととするが、各官署の実情に応じて変更して差し支えない。 	当該書類も含めNACCSで保存。
■	<ul style="list-style-type: none"> ※減免戻し税関係において、提出書類の事後確認用を他部門等に送付する必要がある場合 区分2または区分3の場合に、通関関係書類(インボイス等)とともにMSX(申告添付登録)での提出は可能で、審査終了も行い、当該原本の許可後の書面提出は不要。 区分1Yの場合に、通関関係書類(インボイス等)とともに許可後のMSX(申告添付登録)での提出は可能であり、当該原本の書面提出は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 他部門等に送付する事後確認用の書類は、通関官署において当該輸入申告に係る事後確認書類を添付ファイルから印刷し、メッセージ等で送付する。 	当該書類も含めNACCSで保存。
×	<ul style="list-style-type: none"> 区分にかかわらず、MSX(申告添付登録)で提出することは認められず、通関関係書類(インボイス等)も含めて書面による提出が必要。 		書面は全て税関で保存。
-	<ul style="list-style-type: none"> 原本性の確認等の提出対象となる書類はない。 区分2または区分3の場合に、通関関係書類(インボイス等)のMSXによる提出が可能。 区分1の場合に、MSX・書面にかかわらず通関関係書類(インボイス等)の提出は不要。 		NACCSで保存。

1. 輸入関係

【輸入:他法令関係】(共通部)

- 下記凡例中「×」以外は、いずれの場合においても、原本性の確認が必要な書類等以外の通関関係書類(インボイス等)はMSXによる提出が可能。
- 下記凡例中「○、○、●、▲、■、×、××(区分2または区分3に限る)」の対象となるコードのうち、実際の申告において原本性の確認等を必要とする書類がない場合は、凡例中「-」と同様、通関関係書類(インボイス等)のMSXによる提出が可能。

①【他法令コード】欄

番号	内容	コード	提出等要否凡例
1	農薬取締法	AC	●
2	覚醒剤取締法	AD	●
3	アルコール事業法	AM	●
4	家畜伝染病予防法	AN	●
5	大麻草の栽培の規制に関する法律	CC	●
6	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	CR	●
7	火薬類取締法	EX	●
8	食品衛生法	FD	●
9	肥料の品質の確保等に関する法律	FL	●
10-1	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(番号10-2を除く)	FM	●
10-2	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(領収証書等原本)	FM	○
11	水産資源保護法	FR	●
12	銃砲刀剣類所持等取締法	FS	○
13	高圧ガス保安法	GA	●
14	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係	HU	●
15	外来生物法	IA	○
16	畜産経営の安定に関する法律	MA	●
17	麻薬及び向精神薬取締法	NA	●
18	あへん法	OP	●
19-1	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(番号19-2を除く)	PA	●
19-2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(指定薬物関係)	PA	○
20	毒物及び劇物取締法	PD	●
21	石油の備蓄の確保等に関する法律	PE	●
22	植物防疫法	PL	●
23	感染症予防法	PM	●
24	郵便切手類模造等取締法	PS	○
25	狂犬病予防法	RA	●
26	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	SA	●
27	労働安全衛生法	SH	●
28	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	SP	●
29	印紙等模造取締法	ST	○

※項番4:「家畜伝染予防法:AN」、項番8:「食品衛生法:FD」、項番19-1:「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(番号19-2を除く):PA」、項番22:「植物防疫法:PL」、項番23:「感染症予防法:PM」、項番25:「狂犬病予防法:RA」について、他法令手続きの証明をシステムにより行った場合は、提出省略可

②【輸入貿易管理令第3条等識別】欄

番号	内容	コード	提出等要否凡例
1	ワシントン条約附属書Ⅰ～Ⅲ(番号2-1を除く)	W	○
2-1	告示三-8(番号2-2を除く)	T	○
2-2	告示三-7(10)及び告示三-8(写しによる提出が認められているもの)	C	●
3	告示三(告示三-7(10)及び三-8を除く)	G	○
4	その他公表を行う告示に係る証明等	K	○
5	輸入貿管令別表1の20号(ユネスココード)	U	○
6	その他	O	-

③-1【輸入承認証等識別コード】欄 1/2

番号	承認書等番号	備考	コード*	提出等要否凡例
1	登録票等番号	農薬取締法関係	ACNO	●
2	覚醒剤原料輸入許可書番号	覚醒剤取締法関係	ADNO	●
3	アルコール輸入事業許可書番号等	アルコール事業法関係	AMNO	●
4	分析番号		ANLZ	—
5	輸入検疫証明書等番号	家畜伝染病予防法関係	ANNO	●
6	大麻草発芽不能処理種子輸入許可書等番号	大麻草の栽培の規制に関する法律 ※「発芽不能大麻種子確認書」を添付する場合、承認書等番号「KAKUNINSHO」を入力。	CCNO	●
7	一般化学物質に係る官報公示整理番号、監視化学物質に係る官報公示の通し番号(KANSHI-通し番号)、優先評価化学物質に係る官報公示の通し番号(YUSENHYOKA-通し番号)又は第二種特定化学物質に係る施行令第2条の号番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律関係	CRNO	—
8	第一種特定化学物質に係る経済産業大臣の許可書番号、通知書の番号等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律関係	CRNL	●
9	B/L番号		CTBL	—
10	コンテナ番号		CTNO	—
11	輸出申告番号	再輸入貨物の輸出許可番号	EDNO	—
12	包括延納管理番号	包括延納管理番号	ENNO	—
13	火薬類輸入許可書番号	火薬類取締法関係	EXNO	●
14	食品等輸入届出済書等番号	食品衛生法関係	FDNO	●
15	登録証等番号等	肥料の品質の確保等に関する法律関係	FLNO	●
16	落札決定通知書、見積合せ結果通知書、輸入米穀(等)買入委託契約書等番号	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係(写し)	FMNO	●
17	米穀等輸入納付金納付申出書等番号(領収証書等原本の提出が必要なもの)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係(原本)	FMNG	○
18	関係番号等	林業種苗法関係	FONO	—
19	輸入許可証番号	水産資源保護法関係	FRNO	●
20	銃砲所持許可証等番号	銃砲刀剣類所持等取締法関係	FSNO	○
21	輸入検査合格証等番号	高压ガス保安法関係	GANO	●
22		減免税関係	GMNO	—
23	本船・ふ中扱い承認申請番号(システム)	システムによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNN	—
24	本船・ふ中扱い承認申請番号(マニュアル)	マニュアルによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNO	—
25	包括審査扱い受理番号	包括審査扱い受理番号	HKAT	—
26	適法捕獲(採取)証明書等番号	鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律関係	HUNO	●
27	総保入承認申請番号	総保入承認申請番号	IANO	—
28	飼育等許可証等番号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律関係	IAPN	○
29	輸入承認証等番号	輸入貿易管理令関係(外為法関連機能を利用する場合)	ILNJ	—
30	輸入承認証等番号	輸入貿易管理令関係(外為法関連機能を利用しない場合)	ILNO	○
31	移入承認申請番号	保税工場からの積戻し	IMNO	—
32	包括保険受理番号	包括保険利用の場合	INNO	—
33	複数インボイスに係る他のインボイス番号	インボイス番号	INVN	—
34	蔵入承認申請番号		ISNO	—
35	事前確認番号	事前確認(外為法関連機能を利用する場合)※冷凍のみまぐろの輸入申告で使用する場合、併せて輸入承認証等識別コード「TOKY」、承認証番号等「YUNYUKOUSHYOU」を入力する必要あり。	JKAJ	—
36	事前確認番号	事前確認(外為法関連機能を利用しない場合)	JKAK	○
37	事前教示番号		JKYO	—
38	対象番号等	スイス協定に基づき、日本原産品として輸入する場合	JORG	—
39	関税割当証明書番号		KANW	—
40		キンバリー・プロセス証明関係	KPNO	◎
41	指定乳製品等輸入業務委託証明書等番号	畜産経営の安定に関する法律関係	MANO	●

(3)-1【輸入承認証等識別コード】欄 2/2

番号	承認書等番号	備考	コード	提出等要否凡例
42	未納税引取承認番号		MNOU	—
43	免許証番号、麻薬輸入許可書番号、携帯輸入許可書番号等	麻薬及び向精神薬取締法関係	NANO	●
44	その他のライセンス番号等	その他のライセンス	OLNO	●
45	保税運送承認番号		OLTN	—
46	あへん輸入委託証明書等番号	あへん法関係	OPNO	●
47	その他の参考情報	その他の参考情報	OTHN	—
48	指定地外貨物検査許可番号	指定地外貨物検査	OTPL	—
49	保税地域コード		OTST	—
50	製造販売業許可証等番号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	PANO	●
51	製造販売承認書等番号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	PASN	●
52	輸入指定薬物用途誓約書番号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	PANG	○
53	医薬品医療機器等輸出用届出番号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	PANE	—
54	医薬品医療機器等輸入報告番号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	PAYA	—
55	支払手段等の輸入許可証番号	外国為替令関係	PAYL	○
56	毒物劇物輸入業登録票番号等	毒物及び劇物取締法関係	PDNO	●
57	毒物劇物輸入報告番号	毒物及び劇物取締法関係	PDYA	—
58	石油輸入業者登録通知書番号	石油の備蓄の確保等に関する法律関係	PENO	●
59	日英特惠輸入証明書番号	包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の日英特惠輸入証明書に関する省令	PICN	●
60	植物輸入認可証明書等番号	植物防疫法関係	PLNO	●
61-1	特定一種病原体等輸入指定書等番号及び輸入検疫証明書等番号	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係(番号61-2を除く)	PMNO	●
61-2	輸入検疫証明書等番号	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係(システムによる申請(動物検疫関連業務)を行い、共通管理番号を利用せずに出力された証明書を添付する場合)	PMNL	●
62	定率法第19条に係る製造証明書番号	定率法第19条に係る製造証明書番号	PRNO	—
63	郵便切手類模造許可書番号	郵便切手類模造等取締法関係	PSNO	○
64	再輸入免税貨物のバーツ番号		PTNO	—
65	石油石炭税特例納付承認番号		Q15	—
66	犬の輸入検疫証明書等番号	狂犬病予防法関係	RANO	●
67	適法採捕証明書番号、適法採捕証明書に代わる宣誓書番号	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律関係	SANO	●
68	輸入許可証番号	労働安全衛生法関係	SHNO	●
69	再輸入免税貨物のシリアル番号		SINO	—
70	指定糖の買入れ及び売戻し承諾書等番号	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律関係	SPNO	●
71	輸入許可書番号	印紙等模造取締法関係	STNO	○
72	他所蔵置許可申請番号	他所蔵置許可申請	TASY	—
73	評価申告書番号		VDNO	—
74	CITES許可番号	ワシントン条約関係(番号75のコードを入力する場合を除く)	WANA	◎
75	KEISAIKOKUIGAI	告示三-8(4)の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物をワシントン条約附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合の下欄の書類を添付する場合	WANO	◎
76	加工組立輸出貨物確認申告書番号	暫定法第8条関係	ZAN8	—

③-2【輸入承認証等識別コード】欄

番号	承認書等番号	備考	コード*	提出等要否凡例
1	DOKUGEKI	毒物及び劇物取締法【特例】(「毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際ににおける取扱いについて」(令和2年8月31日財閥第813号)に基づき「輸入確認証」を提出する場合)(写し)	TOKU	●
2	IYAKU	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品等)【規制対象外】(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際ににおける取扱いについて」(平成26年11月19日財閥第1186号)に基づき「確認済輸入確認申請書」等を提出する場合)(写し)	TOKU	●
3	IYAKU	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(人用医薬品)【非該当】(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際ににおける取扱いについて」(令和2年8月31日財閥第812号)に基づき「輸入確認証」を提出する場合)(写し)	TOKU	●
4	IYAKU	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(人用医薬品)【非該当】(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際ににおける取扱いについて」(令和2年8月31日財閥第812号)に基づき「治験計画届書」を提出する場合)(写し)	TOKU	●
5	NOUYAKU	農葉取締法【特例】(「農葉取締法に基づく農葉の輸入通関の際ににおける取扱いについて」(平成18年3月26日財閥第330号)に基づき「農葉輸入願」(別記様式第1号)を提出する場合)(写し)	TOKU	●
6	NOUYAKU	農葉取締法【特例】(「農葉輸入リスト」及び「農葉の輸出入について」(平成15年2月28日 14生産第9525号)に基づき別記様式第3号を提出する場合)(写し)	TOKU	●
7	NOUYAKU	農葉取締法【特例】(「農葉の輸出入について」(平成15年2月28日 14生産第9525号)に基づき別記様式第4号を提出する場合)(写し)	TOKU	●
8	KATIKU	家畜伝染病予防法【非該当】(「輸入検査申請書」に「検査済」又は「非該当」である旨の押印がされた書面を提出する場合)(注)	TOKU	●
9	GAS	高圧ガス保安法【適用除外】(「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際ににおける取扱いについて」(令和元年6月27日財閥第862号)に基づき「試験成績書」(様式第1、第2又は第3)を提出する場合)(写し)	TOKU	●
10	GAS	高圧ガス保安法【適用除外】(「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際ににおける取扱いについて」(平成30年2月27日財閥第257号)に基づき「適用除外確認証明書」別紙様式第1、第2、第3又は第4)を提出する場合)(写し)	TOKU	●
11	SEKIYU	石油の備蓄の確保等に関する法律【非該当】(「石油精製業者証明書」又は「特定石油販売業者証明書」を提出する場合)	TOKU	●
12	GAITAME	外国為替及び外国貿易法【非該当】(「活のかんばら稚魚の養殖用の確認について」(24水漁第248号 平成24年5月8日)に基づき「確認書」を提出する場合)	TOKG	○
13	SYOKUHIN	食品衛生法【非該当】(「食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い等について」(昭和57年9月29日財閥第1055号)に基づき届出を要しない貨物であることを証明するための書面(様式第3号)を提出する場合)	TOKU	●
14	ROUAN	労働安全衛生法【非該当】(「アスベスト含有製品の輸入規制について」(平成18年8月23日経済産業省製造産業局車両課事務連絡)に基づき「石綿非含有の証明書」を提出する場合)	TOKU	●
15	ROUAN	労働安全衛生法【非該当】(「石綿分析用試料等輸入届」(石綿障害予防規則様式第3号の2)を提出する場合)	TOKU	●
16	ROUAN	労働安全衛生法【非該当】(石綿障害予防規則第46条の2第1項の規定及び告示に基づく「石綿分析結果報告書」及びその添付書類を提出する場合)	TOKU	●
17	RYUTEKI	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律【特例】(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際ににおける取扱いについて(令和4年11月18日財閥第843号)に基づき法の施行の日前に採捕されたものである事実を証する書類を提出する場合)	TOKU	●
18	RYUTEKI	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律【特例】(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際ににおける取扱いについて(令和4年11月18日財閥第843号)に基づき養殖されたものである事実を証する書類を提出する場合)	TOKU	●
19	YUNYUKOUSHYOU	【個別】外為法連関機能を利用して事前確認番号を取得し、かつ、「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」(輸入注意事項30第3号)に基づき「漁獲証明書」又は「再輸出証明書」を提出する場合)	TOKY	○

(注)輸入承認証等識別コード「TOKU」承認書等番号「KATIKU」については、インターフェース(共通管理番号が払い出された場合、入力不要

※次の①、②のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

- 下記凡例中「×」以外は、いずれの場合においても、原本性の確認が必要な書類等以外の通関関係書類（インボイス等）はMSXによる提出が可能。
- 下記凡例中「×」となるコードに係る申告は、実際の申告において原本性の確認等を必要とする書類の有無にかかわらず、MSXによる提出はできず、通関関係書類は全て書面にて提出となる。

【輸入：減免税関係】（共通部）

①【戻税申告識別】欄		コード内容（減免税適用物品）	コード	提出等要否凡例
番号	1 関税定率法第19条の3		X	☆

（注）当該コード「X」による申告については「Y」が表示されないが、書類の提出が必要となる。

【輸入：減免税関係】（欄部）

①【内国消費税等減免税コード】欄 1／2

番号	コード内容（減免税適用物品）	コード	提出等要否凡例
1	酒税法第28条の3第1項第1号	L01	☆
2	酒税法第28条の3第1項第2号	L02	☆
3	たばこ税法第13条第1項第1号	E01	☆
4	たばこ税法第13条第1項第2号	E02	☆
5	石油ガス税法第13条第1項（原料用）	G01	☆
6	石油ガス税法第13条第1項（熱源用）	G02	☆
7	石油石炭税法第15条関係（石油石炭税特例納付）[石油石炭税に係るもの]	Q15	—
8	揮発油税法第14条の2に規定されている「未納税引取」（平成21年3月31日以前）	V01	☆
9	揮発油税法第16条の2に規定されている「引取りに係る灯油の免税」（平成21年3月31日以前）	V02	☆
10	揮発油税法第16条の4に規定されている「引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税」（平成21年3月31日以前）	V03	☆
11-1	輸徴法第13条第1項第1号（関税定率法第14条第1号又は第3号の2（国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品にかかる部分に限る。））に掲げる物品の消費税	Z11	●
11-2	輸徴法第13条第1項第1号（関税定率法第14条第2号、第3号、第3号の3、第4号、第6号、第6号の2、第13号、第17号又は第18号（米の場合は除く（無条件免税））に掲げる物品の消費税	Z11	—
11-3	輸徴法第13条第1項第1号（関税定率法第14条第7号又は第8号（無条件免税））に掲げる物品の消費税	Z11	×
11-4	輸徴法第13条第1項第1号（関税定率法第14条第10号、第11号、又は第14号（無条件免税））に掲げる物品の消費税（番号14-6を除く）	Z11	☆
11-5	輸徴法第13条第1項第1号に掲げる物品の消費税（関税定率法第14条第10号、第11号、又は14号のうち、関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る）	Z11	☆
12-1	輸徴法第13条第1項第2号（関税定率法第15条第2号から第5号の2まで、又は第10号（定率令第25条の2第2号から第6号までに掲げる物品に限る）（特定用途免税））に掲げる物品の消費税	Z12	▲、■
12-2	輸徴法第13条第1項第2号（関税定率法第15条第9号（特定用途免税））に掲げる物品の消費税	Z12	☆
13	輸徴法第13条第1項第3号（関税定率法第16条各号（外交官用貨物等の免税））に掲げる物品の消費税	Z13	◎
14	輸徴法第13条第1項第4号（関税定率法第17条各号（再輸出免税））に掲げる物品の消費税	Z14	☆
15-1	輸徴法第13条第1項第4号（番号18-2を除く）	Z15	☆
15-2	輸徴法第13条第1項第4号（定率令第34条第3項に該当する場合に限る）	Z15	—
16	輸徴法第13条第1項第1号（関税定率法第14条第9号（無条件免税））に掲げる物品の消費税	Z16	●
17	輸徴法第13条第1項第5号	Z17	☆
18	輸徴法第13条第2項（船舶又は航空機）に掲げる物品の消費税	Z20	●
19-1	輸徴法第13条第3項第1号（関税定率法第14条第1号（無条件免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z31	●
19-2	輸徴法第13条第3項第1号（関税定率法第14条第2号（無条件免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z31	—
19-3	輸徴法第13条第3項第1号（関税定率法第14条第7号又は第8号（無条件免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z31	×
20	輸徴法第13条第3項第1号（関税定率法第14条第9号（無条件免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z36	●
21-1	輸徴法第13条第3項第2号（関税定率法第15条第1号から第3号の2まで、又は第5号の2の口若しくはハ（特定用途免税）に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z32	▲、■
21-2	輸徴法第13条第3項第2号（関税定率法第15条第9号（特定用途免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z32	☆
22	輸徴法第13条第3項第3号（関税定率法第16条各号（外交官用貨物等の免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z33	◎
23	輸徴法第13条第4項（関税定率法第17条第1号又は第4号から第11号（再輸出免税））に掲げる物品の内国消費税（消費税を除く）	Z34	☆
24-1	輸徴法第13条第3項第4号（番号24-2を除く）	Z35	☆
24-2	輸徴法第13条第3項第4号（定率令第34条第3項に該当する場合に限る）	Z35	—
25	輸徴法第15条第1項（定率法第10条（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等））に掲げる物品の内国消費税	Z51	▲
26	輸徴法第15条の2（関税定率法第11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税））に掲げる物品の消費税	Z52	☆
27	輸徴法第15条の3第1項（定率法第18条（再輸出減税））に掲げる物品の消費税	Z53	☆
28	輸徴法第15条第4項	Z54	▲
29	輸徴法第16条第6項	Z66	—
30	輸徴法第17条第4項	Z74	—
31	輸徴法第17条第5項	Z75	—
32	租税特別措置法第90条の3の3第1項第1号	Y33	☆
33	租税特別措置法第90条の3の3第1項第2号	Y34	☆
34	租税特別措置法第90条の4第1項第1号	Y01	☆
35	租税特別措置法第90条の4第1項第2号	Y02	☆
36	租税特別措置法第90条の4第1項第4号	Y03	☆
37	租税特別措置法第90条の4第1項第5号	Y04	☆
38	租税特別措置法第90条の4第1項第3号	Y11	☆
39	租税特別措置法第90条の4の2第1項第1号	Y21	☆
40	租税特別措置法第90条の4の2第1項第2号	Y22	☆
41	租税特別措置法第90条の4の2第1項第3号	Y23	☆
42	租税特別措置法第90条の4の3第1項に規定する「石炭」	Y31	☆
43	租税特別措置法第90条の4の3第1項に規定する「ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第2711.11号に掲げる天然ガス」	Y32	☆

①【内国消費税等減免税コード】欄 2/2

番号	コード内容(減免税適用物品)	コード	提出等要否凡例
44	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち第89条の3第1項に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V05	☆
45	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第2号に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V06	☆
46	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第1号に規定する「電気絶縁塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V07	☆
47	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第1号に規定する「塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V08	☆
48	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第3号に規定する「印刷用インキ製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V10	☆
49	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第2号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V11	☆
50	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第4号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V12	☆
51	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第5号による租税特別措置法施行規則第39条の2第1項に規定する「洗浄剤又はプラスチックその他の離型用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V13	☆
52	MDA協定第6条	M01	×
53	MDA協定第6条(揮発油税及び地方道路税に係わるもの)(平成21年3月31日以前)	V14	×
54	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第3号に規定する揮発油税及び地方道路税(平成21年3月31日以前)	V47	×
55	不当廉売関税の免税	S01	減免税条項符号コード参照
56	報復關税の免税	R01	減免税条項符号コード参照
57	報復關税の減税	R02	減免税条項符号コード参照
58	相殺關税の免税	K01	減免税条項符号コード参照
59	相殺關税の減税	K02	減免税条項符号コード参照
60	揮発油税法第14条の3に規定されてる「未納税引取り」(平成21年4月1日以降)	X01	☆
61	揮発油税法第16条の2に規定されてる「引取りに係る灯油の免税」(平成21年4月1日以降)	X02	☆
62	揮発油税法第16条の5に規定されてる「引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税」(平成21年4月1日以降)	X03	☆
63	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち第89条の3第1項に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X05	☆
64	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第2号に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X06	☆
65	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第1号に規定する「電気絶縁塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X07	☆
66	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第1号に規定する「塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X08	☆
67	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第3号に規定する「印刷用インキ製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X10	☆
68	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第2号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X11	☆
69	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第4号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X12	☆
70	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第5号による租税特別措置法施行規則第39条の2第1項に規定する「洗浄剤又はプラスチックその他の離型用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X13	☆
71	MDA協定第6条(揮発油税及び地方揮発油税に係わるもの)(平成21年4月1日以降)	X14	×
72	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第3号に規定する揮発油税及び地方揮発油税(平成21年4月1日以降)	X47	×
73	輸徴法第16条の3第3項	Z63	×
74	輸徴法第16条第3項	Z64	☆

②【関税減免税条項符号コード】欄 1/5
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
1	法第10条第1項	変質、損傷物品の減税	11001	▲
2	法第10条第4項	変質、損傷物品の控除	11002	▲
3	法第11条、令第4条 本文	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	11101	☆
4	法第11条、令第4条 ただし書き	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	11102	☆
5	法第12条第1項第1号	生活関連物資の減免税(米麦等)	11201	—
6	法第12条第1項第2号	生活関連物資の減免税(米麦等)	11202	—
7	法第12条第2項	生活関連物資の減免税(その他)	11205	—
8	法第13条第1項第1号 令第6条の2第1項第1号	製造用原材料の減免税(配合飼料製造用) 砂糖(全額免税)	11306	▲、■、☆
9	法第13条第1項第1号 令第6条の2第1項第1号	製造用原材料の減免税(配合飼料製造用) その他のもの(全額免税)	11301	▲、■、☆
10	法第13条第1項第1号 令第6条の2第1項第2号	製造用原材料の減免税(単体飼料製造用) こうりやん、とうもろこし等(全額免税)	11303	▲、■、☆
11	法第13条第1項第2号 令第6条の2第1項第3号	製造用原材料の減免税(落花生油製造用) 落花生(全額免税)	11305	▲、■、☆
12	法第14条第1号	無条件免税(内延用品)	11401	●
13	法第14条第2号	無条件免税(外国元首用品)	11402	—
14	法第14条第3号	無条件免税(勲章、賞はい等)	11403	—
15	法第14条第3号の2	無条件免税(国連寄贈品等)	11404	●
16	法第14条第3号の3	無条件免税(博覧会等用のカタログ等)	11405	—
17	法第14条第4号	無条件免税(記録文書等)	11406	—
18	法第14条第5号	無条件免税(専売品)	11407	●
19	法第14条第6号	無条件免税(注文の取集めのための見本) (その他)	11409	—
20	法第14条第6号 令第13条の3	無条件免税(注文の取集めのための見本) (法第14条第6号、令第13条の3適用のもの)	11410	—
21	法第14条第6号の2 令13条の4	無条件免税(ラベル)	11411	—
22	法第14条第7号	無条件免税(別送品)	11414	×
23	法第14条第7号	無条件免税(別送品(米の場合))	11439	×
24	法第14条第8号	無条件免税(引越荷物)	11415	×
25	法第14条第8号	無条件免税(引越荷物(米の場合))	11440	×
26	法第14条第9号	無条件免税(在外公館送贈品)	11416	●
27-1	法第14条第10号	無条件免税(再輸入貨物[輸徵法第13条第1項第1号の適用を受けるもの])(番号28-2,28-3を除く)	11417	☆
27-2	法第14条第10号 令第16条第2項	無条件免税(再輸入貨物[輸徵法第13条第1項第1号の適用を受けるもの])(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11417	☆
27-3	法第14条第10号	無条件免税(再輸入貨物[輸徵法第13条第1項第1号の適用を受けないもの])	11419	☆
28-1	法第14条第11号 令第15条第1号	無条件免税(容器[かん・びん等])輸入の際使用されているもの(番号29-2を除く)	11433	☆
28-2	法第14条第11号 令第15条第1号	無条件免税(容器[かん・びん等])輸入の際使用されているもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11433	☆
29-1	法第14条第11号 令第15条第1号	無条件免税(容器[かん・びん等])輸入の際使用されていないもの(番号30-2を除く)	11434	☆
29-2	法第14条第11号 令第15条第1号	無条件免税(容器[かん・びん等])輸入の際使用されていないもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11434	☆
30-1	法第14条第11号 令第15条第2号	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されているもの(番号31-2を除く)	11435	☆
30-2	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第2項	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されているもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11435	☆
31-1	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第1項ただし書き	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されているもの(番号32-2を除く)	11442	—
31-2	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第1項ただし書き 令第16条第2項	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されているもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11442	☆(注)
32-1	法第14条第11号 令第15条第2号	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されていないもの(番号33-2を除く)	11436	☆
32-2	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第2項	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されていないもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11436	☆
33-1	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第1項ただし書き	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されていないもの(番号34-2を除く)	11443	—
33-2	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第1項ただし書き 令第16条第2項	無条件免税(容器[シリンドー・コンテナー等])輸入の際使用されていないもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11443	☆(注)
34-1	法第14条第11号 令第15条第3号	無条件免税(容器[その他のもの])輸入の際使用されているもの(番号35-2を除く)	11437	☆
34-2	法第14条第11号 令第15条第3号 令第16条第2項	無条件免税(容器[その他のもの])輸入の際使用されているもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11437	☆
35-1	法第14条第11号 令第15条第3号	無条件免税(容器[その他のもの])輸入の際使用されていないもの(番号36-2を除く)	11438	☆
35-2	法第14条第11号 令第15条第3号 令第16条第2項	無条件免税(容器[その他のもの])輸入の際使用されていないもの(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11438	☆
36	法第14条第13号	無条件免税(解体材)	11422	●
37-1	法第14条第14号	無条件免税(事故積みもどり)(番号38-2を除く)	11423	☆
37-2	法第14条第14号 令第16条第2項	無条件免税(事故積みもどり)(関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合に限る)	11423	☆

(注)当該コードについては「Y」が表示されないが、書類の提出が必要となる。

②【関税減免税条項符号コード】欄 2/5
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
38	法第14条第16号 令第16条の2第1項第1号	無条件免税(身体障害者用器具[肢体不自由者用])	11425	—
39	法第14条第16号 令第16条の2第1項第2号	無条件免税(身体障害者用器具[盲人用])	11426	—
40	法第14条第16号 令第16条の2第1項第3号	無条件免税(身体障害者用器具[その他のもの])	11427	—
41	法第14条第17号	無条件免税(ニース用フィルム・テープ等)	11432	—
42	法第14条第18号	無条件免税(課税価格の合計が1万円以下の物品)	11418	—
43	法第14条第18号	無条件免税(課税価格の合計が1万円以下の物品(米の場合))	11441	●
44	法第14条の2第1号	再輸入減税(保税作業による製品)	11428	☆
45	法第14条の2第2号	再輸入減税(再輸出免税等に係るもの)	11429	☆
46	法第14条の3第1項	水産物等の免税(本邦籍船舶採捕に係るもの)	11430	●
47	法第14条の3第2項 令16条の7第1項 規則第4条	水産物等の減税(外国籍船舶採捕に係るもの)	11431	▲
48	法第15条第1項第1号	特定用途免税(学術研究用物品等)	11501	▲、■、☆
49	法第15条第1項第2号	特定用途免税(寄贈の学術研究用物品等)	11502	▲、■、☆
50	法第15条第1項第3号	特定用途免税(救じゆつ品)	11503	▲、■、☆
51	法第15条第1項第3号の2	特定用途免税(国又は地方公共団体への寄贈物品)	11504	▲、■、☆
52	法第15条第1項第4号	特定用途免税(儀式礼拝用品)	11505	▲、■、☆
53	法第15条第1項第5号	特定用途免税(日赤あて寄贈物品)	11506	▲、■、☆
54	法第15条第1項第5号の2 令第21条	特定用途免税(博覧会等使用物品)	11507	▲、■、☆
55	法第15条第1項第8号 令第22条1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (シミュレーターであって民間用のもの)	11520	▲、■、☆
56	法第15条第1項第8号 令第22条1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間用シミュレーター以外のもの)	11530	▲、■、☆
57	法第15条第1項第8号 令第22条2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間航空機用のもの)	11521	▲、■、☆
58	法第15条第1項第8号 令第22条2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間航空機用以外のもの)	11531	▲、■、☆
59	法第15条第1項第8号 令第22条3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用部分品]) (民間航空機用のもの)(注)	11522	▲、■、☆
60	法第15条第1項第8号 令第22条3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用部分品]) (民間航空機用以外のもの)	11532	▲、■、☆
61	法第15条第1項第8号 令第22条第4号 規則第6条	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの]) (民間航空機用のもの)	11523	▲、■、☆
62	法第15条第1項第8号 令第22条4号 規則第6条	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの]) (民間航空機用以外のもの)	11533	▲、■、☆
63	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越自動車)	11515	☆
64	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越船舶又は引越航空機)	11516	☆
65	法第15条第1項第10号 令第25条の2第1号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (民間航空機貿易に関する協定に基づくもの)	11540	▲、■、☆
66	法第15条第1項第10号 令第25条の2第2号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する協定に基づくもの)	11541	▲、■、☆
67	法第15条第1項第10号 令第25条の2第3号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (民衆用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府との間の協定に基づくもの)	11542	▲、■、☆
68	法第15条第1項第10号 令第25条の2第4号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第13条の1の規定に基づくもの)	11543	▲、■、☆
69	法第15条第1項第10号 令第25条の2第5号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (平和的利用のための国際規範のための協定に基づくもの)(注)	11544	▲、■、☆
70	法第15条第1項第10号 令第25条の2第6号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第5条の規定に基づくもの)	11545	▲、■、☆
71	法第16条第1項第1号	外交官用貨物等の免税(大使館等の公用品)	11601	◎
72	法第16条第1項第2号	外交官用貨物等の免税(大使館等の自用品)	11602	◎
73	法第16条第1項第3号	外交官用貨物等の免税(領事館等の公用品)	11603	◎
74	法第16条第1項第4号	外交官用貨物等の免税(大使館等の職員の自用品)	11604	◎
75	法第17条第1項第1号 令第31条第1号	再輸出免税(加工される貨物等[彫刻等のための製品])	11701	☆
76	法第17条第1項第1号 令第31条第1号	再輸出免税(加工される貨物等[彫刻等のための製品])(特例輸入申告制度用)	11741	☆
77	法第17条第1項第1号 令第31条第2号	再輸出免税(加工される貨物等[陶磁器等])	11702	☆
78	法第17条第1項第1号 令第31条第2号	再輸出免税(加工される貨物等[陶磁器等])(特例輸入申告制度用)	11742	☆
79	法第17条第1項第1号 令第31条第3号	再輸出免税(加工される貨物等[精錬等のための繊維品])	11703	☆
80	法第17条第1項第1号 令第31条第3号	再輸出免税(加工される貨物等[精錬等のための繊維品])(特例輸入申告制度用)	11743	☆
81	法第17条第1項第1号 令第31条第4号	再輸出免税(加工される貨物等[糸抜等のための繊維品])	11704	☆
82	法第17条第1項第1号 令第31条第4号	再輸出免税(加工される貨物等[糸抜等のための繊維品])(特例輸入申告制度用)	11744	☆
83	法第17条第1項第1号 令第31条第5号	再輸出免税(加工される貨物等[毛皮等])	11705	☆
84	法第17条第1項第1号 令第31条第5号	再輸出免税(加工される貨物等[毛皮等])(特例輸入申告制度用)	11745	☆
85	法第17条第1項第1号 令第31条第6号	再輸出免税(加工される貨物等[取付け等のための物品])	11706	☆
86	法第17条第1項第1号 令第31条第6号	再輸出免税(加工される貨物等[取付け等のための物品])(特例輸入申告制度用)	11746	☆
87	法第17条第1項第1号 令第31条第7号	再輸出免税(加工される貨物等[簡単な加工を施すための物品等])	11707	☆
88	法第17条第1項第1号 令第31条第7号	再輸出免税(加工される貨物等[簡単な加工を施すための物品等])(特例輸入申告制度用)	11747	☆

②【関税減免税条項符号コード】欄 3／5
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
89	法第17条第1項第1号 令第31条第8号	再輸出免税(加工される貨物等[その他のもの])	11708	☆
90	法第17条第1項第1号 令第31条第8号	再輸出免税(加工される貨物等[その他のもの])(特例輸入申告制度用)	11748	☆
91	法第17条第1項第2号 令第32条第1号	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナー等])	11709	☆
92	法第17条第1項第2号 令第32条第1号	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナー等])(特例輸入申告制度用)	11749	☆
93	法第17条第1項第2号 令第32条第1号 令第34条第3項	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナー等])(特例輸出入者に係る申告用)	11789	—
94	法第17条第1項第2号 令第32条第2号	再輸出免税(輸入容器[糸巻])	11710	☆
95	法第17条第1項第2号 令第32条第2号	再輸出免税(輸入容器[糸巻])(特例輸入申告制度用)	11750	☆
96	法第17条第1項第2号 令第32条第3号	再輸出免税(輸入容器[その他のもの])	11711	☆
97	法第17条第1項第2号 令第32条第3号	再輸出免税(輸入容器[その他のもの])(特例輸入申告制度用)	11751	☆
98	法第17条第1項第3号 令第33条第1号	再輸出免税(輸出容器[かん・びん等])	11712	☆
99	法第17条第1項第3号 令第33条第1号	再輸出免税(輸出容器[かん・びん等])(特例輸入申告制度用)	11752	☆
100	法第17条第1項第3号 令第33条第2号	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナー等])	11713	☆
101	法第17条第1項第3号 令第33条第2号	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナー等])(特例輸入申告制度用)	11753	☆
102	法第17条第1項第3号 令第33条第2号 令第34条第3項	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナー等])(特例輸出入者に係る申告用)	11793	—
103	法第17条第1項第3号 令第33条第3号	再輸出免税(輸出容器[その他のもの])	11714	☆
104	法第17条第1項第3号 令第33条第3号	再輸出免税(輸出容器[その他のもの])(特例輸入申告制度用)	11754	☆
105	法第17条第1項第4号	再輸出免税(修繕される貨物)	11715	☆
106	法第17条第1項第4号	再輸出免税(修繕される貨物)(特例輸入申告制度用)	11755	
107	法第17条第1項第5号	再輸出免税(学術研究用品)	11716	☆
108	法第17条第1項第5号	再輸出免税(学術研究用品)(特例輸入申告制度用)	11756	
109	法第17条第1項第6号	再輸出免税(試験品)	11717	☆
110	法第17条第1項第6号	再輸出免税(試験品)(特例輸入申告制度用)	11757	
111	法第17条第1項第6号の2	再輸出免税(検査機器)	11718	☆
112	法第17条第1項第6号の2	再輸出免税(検査機器)(特例輸入申告制度用)	11758	
113	法第17条第1項第7号	再輸出免税(製作のための見本等)	11719	☆
114	法第17条第1項第7号	再輸出免税(製作のための見本等)(特例輸入申告制度用)	11759	
115	法第17条第1項第7号の2	再輸出免税(競技会等使用物品)	11720	☆
116	法第17条第1項第7号の2	再輸出免税(競技会等使用物品)(特例輸入申告制度用)	11760	
117	法第17条第1項第8号	再輸出免税(巡回興行者等用物品)	11721	☆
118	法第17条第1項第8号	再輸出免税(巡回興行者等用物品)(特例輸入申告制度用)	11761	
119	法第17条第1項第9号	再輸出免税(博覧会等出品物)	11722	☆
120	法第17条第1項第9号	再輸出免税(博覧会等出品物)(特例輸入申告制度用)	11762	
121	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	再輸出免税(一時輸入自動車等)	11723	☆
122	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	再輸出免税(一時輸入自動車等)(特例輸入申告制度用)	11763	☆
123	法第17条第1項第11号 令第33条の3第1号	再輸出免税(条約に該当する商品見本等)	11724	☆
124	法第17条第1項第11号 令第33条の3第1号	再輸出免税(条約に該当する商品見本等)(特例輸入申告制度用)	11764	☆
125	法第17条第1項第11号 令第33条の3第2号	再輸出免税(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)	11725	☆
126	法第17条第1項第11号 令第33条の3第2号	再輸出免税(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)(特例輸入申告制度用)	11765	☆
127	法第17条第1項第11号 令第33条の3第3号	再輸出免税(条約に該当する船員の厚生用物品)	11726	☆
128	法第17条第1項第11号 令第33条の3第3号	再輸出免税(条約に該当する船員の厚生用物品)(特例輸入申告制度用)	11766	☆
129	法第17条第1項第11号 令第33条の3第4号	再輸出免税(条約に該当する展覧会等に使用される物品)	11734	☆
130	法第17条第1項第11号 令第33条の3第4号	再輸出免税(条約に該当する展覧会等に使用される物品)(特例輸入申告制度用)	11774	☆
131	法第17条第1項第11号 令第33条の3第5号	再輸出免税(条約に該当する職業用具)	11735	☆
132	法第17条第1項第11号 令第33条の3第5号	再輸出免税(条約に該当する職業用具)(特例輸入申告制度用)	11775	☆
133	法第19条第1項 令第47条第1項第1号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (鉛合金製造用鉛の塊)	11901	▲、■、☆
134	法第19条第1項 令第47条第1項第2号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (魚介類の缶詰等製造用綿実油)	11902	▲、■、☆
135	法第19条第1項 令第47条第1項第3号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (グルタミン酸ソーダ製造用大豆油かす等)	11903	▲、■、☆
136	法第19条第1項 令第47条第1項第4号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製糖等製造用砂糖)	11904	▲、■
137	法第19条第1項 令第47条第1項第5号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (でん粉、カラメル等製造用マニオ力でん粉等)	11905	▲、■

②【関税減免税条項符号コード】欄 4/5
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
138	法第19条第1項 令第47条第1項第6号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (リジン製造用糖みつ)	11906	▲、■
139	法第19条第1項 令第47条第1項第7号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11907	▲、■
140	法第19条第1項 令第47条第1項第8号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (その他原料品)	11908	▲、■
141	法第19条第1項 令第47条第2項第1号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (グルタミン酸ソーダ製造用小麦粉)	11909	▲、■
142	法第19条第1項 令第47条第2項第2号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (ビタミンC等製造用マニオカでん粉等)	11910	▲、■
143	法第19条第1項 令第47条第2項第3号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (結晶ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11911	▲、■
144	法第19条第1項 令第47条第2項第4号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (エリソルビン酸等製造用マニオカでん粉等)	11912	▲、■
145	法第19条第6項	輸出貨物の製造用原料品の控除	11914	—
146	法第19条の2第1項	課税原料品等による製品を輸出した場合の免税	11913	☆
147	法第19条の2第4項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除	11915	—
148	法第19条の3第3項	輸入時と同一状態で再輸出される場合の控除	11916	—
149	法第20条第4項	違約品等の再輸出の場合の控除	12017	—
150	法第20条第5項	違約品等の廃棄の場合の控除	12018	—
151	法第20条の2第1項 令第57条第1号	軽減税率適用物品(その他の加工穀物[とうもろこしのもの])	12013	▲、■
152	法第20条の2第1項 令第57条第2号	軽減税率適用物品(グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)	12014	▲、■
153	法第20条の2第1項 令第57条第3号	軽減税率適用物品(グルタミン酸等製造用糖みつ)	12015	▲、■
154	法第20条の2第1項 令第57条第4号	軽減税率適用物品(工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミン製造用エチルアルコール)	12022	▲、■
155	法第20条の2第1項 令第57条第5号	軽減税率適用物品(酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)	12019	▲、■
156	法第20条の2第1項 令第57条第6号	軽減税率適用物品(酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸留酒)	12020	▲、■
157	法第20条の2第1項 令第57条第7号	軽減税率適用物品(子牛育成用飼料調整品)	12016	▲、■
158	法第20条の2第1項 令第57条第8号	軽減税率適用物品(製油原料用重油及び粗油)	12021	▲、■
159	法第20条の2第1項 令第57条第9号	軽減税率適用物品(農林漁業用重油及び粗油)	12007	☆
160	法第20条の2第1項 令第57条第10号	軽減税率適用物品(真空管等製造用ニッケルの粉等)	12009	▲、■
161	法第20条の2第1項 令第57条第11号	軽減税率適用物品(真空管等製造用ニッケルの板等)	12010	▲、■
162	法第20条の2第1項 令第57条第12号	軽減税率適用物品(大型コンテナ用アルミニウム板等)	12011	▲、■
163	法第20条の2第1項 令第57条第13号	軽減税率適用物品(電解精製用鉛の塊)	12012	▲、■

②【関税減免税条項符号コード】欄 5／5
(暫定法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
1	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用のもの)	25023	▲、■
2	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用のもの)	25024	▲、■
3	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用以外のもの)	25033	▲、■
4	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用以外のもの)	25034	▲、■
5	法第4条 令第7条第3号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (金属素材又は合成樹脂素材で省令で定めるもの)	25010	☆
6	法第4条 令第7条第4号	航空機部分品等の免税 (人工衛星等の部分品)	26007	▲、■
7	法第4条 令第7条第5号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (宇宙開発用物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材)	26010	☆
8	法第8条第1項第1号 令第20条第1項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製バッグ、革製衣類等)	27054	☆
9	法第8条第1項第2号 令第20条第3項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等)	27055	☆
10	法第8条第1項第3号 令第20条第5項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製履物の甲)	27057	☆
11	法第9条第1項 令第32条第1項第1号	軽減税率等適用物品 (学校給食用ミルク及びクリーム)	28041	▲、■
12	法第9条第1項 令第32条第1項第2号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)	28042	▲、■
13	法第9条第1項 令第32条第1項第3号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ホエイ等)	28043	▲、■
14	法第9条第1項 令第32条第1項第4号	軽減税率等適用物品 (乳幼児用調整粉乳製造用ホエイ等)	28044	▲、■
15	法第9条第1項 令第32条第1項第5号	軽減税率等適用物品 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	28008	▲、■
16	法第9条第1項 令第32条第1項第6号	軽減税率等適用物品 (コーンスターーチ製造用とうもろこし)	28001	▲、■
17	法第9条第1項 令第32条第1項第7号	軽減税率等適用物品 (丸粒とうもろこし)	28004	▲、■
18	法第9条第1項 令第32条第1項第8号	軽減税率等適用物品 (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	28038	▲、■
19	法第9条第1項 令第32条第1項第9号	軽減税率等適用物品 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	28045	▲、■
20	法第9条第1項 令第32条第1項第10号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	28030	▲、■
21	法第9条第1項 令第32条第1項第11号	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28003	▲、■
22	法第9条第1項 令第32条第1項第12号	軽減税率等適用物品 (ハイオスマ由来でエチルターダーシャリーブルエーテル製造用のエチルアルコール)	28005	☆
23	法第9条第1項 令第32条第1項第13号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用揮発油)	28011	▲、■
24	法第9条第1項 令第32条第1項第14号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用灯油)	28061	▲、■
25	法第9条第1項 令第32条第1項第15号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用軽油)	28062	▲、■
26	法第9条第2項 令第32条第2項第4号	軽減税率等適用物品 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード等)	28064	▲、■
27	法第9条第2項 令第32条第2項第6号	軽減税率等適用物品 (シュレッドチーズの原料用のチーズ)	28065	▲、■
28	法第9条第2項 令第32条第2項第8号	軽減税率等適用物品 (高糖度原料糖)	28066	▲、■
29	法第9条第2項 令第32条第2項第9号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用のココアを含有する調整食料品)	28067	▲、■
30	法第9条第2項 令第32条第2項第10号	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28063	▲、■
31	法第9条の2第1項第1号	経済連携協定に基づく関税の譲許が適用される(飼料製造用)小麦	28068	▲、■
32	法第9条の2第1項第2号	経済連携協定に基づく関税の譲許が適用される(飼料製造用)大麦	28069	▲、■
33	法第8条の7	経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税	28070	☆
34	法第9条第2項 令第32条第2項第1号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用ミルク及びクリーム)	28071	▲、■
35	法第9条第2項 令第32条第2項第2号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ホエイ等)	28072	▲、■
36	法第9条第2項 令第32条第2項第3号	軽減税率等適用物品 (乳幼児用調整粉乳製造用ホエイ等)	28073	▲、■
37	法第9条第2項 令第32条第2項第5号	軽減税率等適用物品 (シュレッドチーズの原料用のフレッシュチーズ及びカード)	28074	▲、■
38	法第9条第2項 令第32条第2項第7号	軽減税率等適用物品 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	28075	▲、■

(特例法)

番号	コード内容		コード	提出等要否凡例
1	MDA協定第6条	協定を適用し、アメリカ合衆国政府が輸入する物品の免税	40001	×
2	コンテナー条約第5条1	条約適用のコンテナー修理用部分の免税	60001	×

(その他)

番号	コード内容		コード	提出等要否凡例
1	民間航空機貿易に関する協定	民間航空機貿易に関する協定の附属書に定める產品で民間航空機用に供するもののうち無税のもの	00111	—

【輸入:関税割当品目関係】(欄部)

※次の品目コード(9桁)に該当する場合は、事後提出を要する(凡例○)。

ただし、関税割当証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

・統計品目一覧 1/2

品目コード (9桁)	備考
040110110	
040120110	
040140110	
040150111	
040150121	
040210121	
040210211	
040210216	
040210222	
040221211	
040221216	
040221222	
040229220	
040291121	
040291210	
040310110	
040310120	
040390116	
040390117	
040390126	
040390127	
040390136	
040390137	
040410121	
040410122	
040410131	
040410141	
040410142	
040410161	
040410162	
040410171	
040410181	
040410182	
040490111	
040490116	
040490117	
040490121	
040490126	
040490127	
040490131	
040490136	
040490137	
040510121	
040510221	
040590221	
040610010	
040640010	
040690010	
071310221	
071332010	
071333221	
071339221	

品目コード (9桁)	備考
071335291	
071334291	
071339226	
071350221	
071390221	
071360291	
100590091	
100590092	
100590095	
100590096	
110710011	
110710021	
110720010	
110812010	
110812020	
110813010	
110813020	
110814010	
110814020	
110819011	
110819012	
110819091	
110819092	
110820010	
120241091	
120230011	
120242091	
120230019	
121299110	
180620210	
180620311	
180690311	
190110111	
190110121	
190120111	
190120116	
190120156	
190120157	
190190131	
190190136	
190190176	
190190177	
200290211	
200290221	
200820111	
200820211	
210112231	
210112236	
210120231	
210120236	
210610120	
210610130	

・統計品目一覧 2/2

品目コード (9桁)	備考
210690111	
210690112	
210690121	
210690122	
210690124	
210690125	
410120211	
410150211	
410190211	
410411211	
410419211	
410441121	
410441211	
410441213	
410441221	
410449121	
410449211	
410449221	
410530111	
410622111	
410711211	
410711213	
410711221	
410712211	
410712213	
410712221	
410719211	
410719221	
410791211	
410791213	
410791221	
410792211	
410792213	
410792221	
410799211	
410799221	
411200211	
411310211	
500100010	
500200211	
500200215	
500200216	
500200217	
640320011	
640320021	
640340011	
640340021	
640351011	
640351022	
640359012	
640359044	
640359045	

品目コード (9桁)	備考
640359049	
640391012	
640391022	
640399012	
640399013	
640399014	
640399022	
640419111	
640420111	
640420211	
640420221	
640510111	
640590111	
640590121	

【定率法施行令に定める証明書に係る統計品目一覧】

適用条項	品目コード (9桁)	提出等要否凡例
令第63条	010221000	○
令第63条	010231000	○
令第63条	010290100	○
令第63条	010310000	○
令第64条	010121100	○
令第64条	010121210	○
令第64条	010129100	○
令第64条	010129210	○
令第67条	071310211	○
令第67条	071333210	○
令第67条	071334210	○
令第67条	071335210	○
令第67条	071339210	○
令第67条	071350210	○
令第67条	071360210	○
令第67条	071390210	○
令第69条	210690282	●

【暫定法施行令に定める証明書に係る統計品目一覧】

適用条項	品目コード (9桁)	提出等要否凡例
令第4条	220710191	●
令第4条	290919010	●
令第4条	390110021	●
令第4条	390110061	●
令第4条	390110091	●
令第4条	390120011	●
令第4条	390120091	●
令第4条	390140011	●
令第4条	390140091	●
令第4条	390190011	●
令第4条	390190091	●

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
国定 WTO協定	WKTG	協定用等	協定用原産地証明書の提出がある貨物	協定用原産地証明書 (第三者証明)	有	—	—	●
	WTKS	協定用等	輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書 (第三者証明)	有	—	—	○
	WKOR	協定用等	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	(提出不要)	—	—	—	—
	WKON	協定用等	原産地が確認できない貨物	(提出不要)	—	—	—	—
一般特恵	GSTA	特恵用	自国関与品(暫定令第26条第2項該当)で、かつ、累積(暫定令第26条第3項)適用の貨物	特恵用原産地証明書 (第三者証明)	有	累積加工製造証明書	有	●
	GSTJ	特恵用	自国関与品(暫定令第26条第2項該当)で、かつ、累積(暫定令第26条第3項)非適用の貨物	特恵用原産地証明書 (第三者証明)	有	—	—	●
	GSTB	特恵用	自国関与品(暫定令第26条第2項該当)以外で、かつ、累積(暫定令第26条第3項)適用の貨物	特恵用原産地証明書(第三者証明)	有	累積加工製造証明書	有	●
	GSTP	特恵用	自国関与品(暫定令第26条第2項該当)以外で、かつ、累積(暫定令第26条第3項)非適用の貨物	特恵用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	GSOC	特恵用	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物	(提出不要)	—	—	—	—
	GSOT	特恵用	少額扱い貨物	(提出不要)	—	—	—	—
	GSTM	特恵用	特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物	特恵用原産地証明書 (第三者証明)	有	—	—	●
シンガポール協定	SGT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	SG05	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	SGT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
マレーシア協定	MYT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	MYT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	MYO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	MY05	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	MYT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
フィリピン協定	PHT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	PHT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	PH02	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	PH05	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	PHT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	—	—	—	●
チリ協定	CLT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	CLT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	CLO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	CLO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	CLT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
タイ協定	THT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	THT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	TH02	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	TH05	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	THT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
ブルネイ 協定	BNT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	BN05	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	BNT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
インドネシア 協定	IDT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	IDT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	IDO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	IDO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	IDT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
ベトナム 協定	VNT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	VNT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	VNO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	VNO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	VNT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
インド協定	INT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	INO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	INT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
モンゴル 協定	MNT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	MNT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	MNO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	MNO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	MNT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
メキシコ 協定	MXT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	MXT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	MXT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	MXA1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	MXA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	—	—	●
	MXA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	—	—	●
	MXO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	MXO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
スイス協定	CHT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	CHT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	CHT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	CHA1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	CHA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	—	—	●
	CHA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	—	—	●
	CHO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	CHO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
ペルー協定	PET1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	PET4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	PET7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	PEA1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	PEA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	—	—	●
	PEA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明(原産地申告)	有	—	—	●
	PEO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	PEO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
オーストラリア協定	AUT1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	AUT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	AUT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	AUP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	AUP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	AUP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	AUQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	AUQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	AUQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	AUE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	AUE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	AUE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	AUF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	AUF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	AUF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	AUI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	AUI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	AUI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	AUO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	AUO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
アセアン協定	AST4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●
	ASO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	AST7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	自由貿易協定用原産地証明書(第三者証明)	有	—	—	●

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
CPTPP協定	TPP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	TPP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	TPP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	TPQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	TPQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	TPQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	TPE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	TPE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	TPE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	TPF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	TPF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	TPF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	TPI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	TPI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	TPI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
CPTPP税率差適用(メキシコ)	TPO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	TPO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	1AP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1AP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1AP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1AQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1AQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1AQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1AE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1AE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1AE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1AF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1AF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1AF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1AI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1AI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1AI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1AO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1AO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
CPTPP 税率差適用 (ニュージーランド)	1BP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1BP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1BP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1BQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1BQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1BQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1BE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1BE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1BE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1BF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1BF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1BF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1BI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1BI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1BI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1BO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1BO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
CPTPP 税率差適用 (カナダ)	1CP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1CP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1CP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1CQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1CQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1CQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1CE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1CE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1CE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1CF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1CF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1CF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1CI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1CI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1CI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1CO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1CO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
CPTPP 税率差適用 (オーストラリア)	1DP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1DP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1DP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1DQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1DQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1DQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1DE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1DE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1DE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1DF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1DF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1DF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1DI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1DI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1DI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1DO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1DO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
CPTPP 税率差適用 (ベトナム)	1EP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1EP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1EP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1EQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1EQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1EQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1EE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1EE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1EE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1EF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1EF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1EF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1EI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1EI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1EI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1EO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1EO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
CPTPP 税率差適用 (ペルー)	1FP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1FP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1FP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1FQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1FQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1FQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1FE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1FE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1FE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1FF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1FF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1FF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1FI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1FI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1FI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1FO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1FO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
CPTPP 税率差適用 (マレーシア)	1GP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1GP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1GP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1GQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1GQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1GQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1GE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1GE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1GE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1GF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1GF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1GF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1GI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1GI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1GI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1GO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1GO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
CPTPP 税率差適用 (チリ)	1HP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1HP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1HP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1HQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1HQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1HQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1HE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1HE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1HE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1HF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1HF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1HF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1HI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	1HI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1HI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
CPTPP 税率差適用 (シンガ ポール豚肉 SG)	1HO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	1HO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	1SP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1SP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1SQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1SQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1SE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1SE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1SF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1SF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1SI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1SI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1SO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
CPTPP税率差適用(英國豚肉SG)	1UP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1UP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	1UQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1UQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1UE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1UE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	1UF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1UF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	1UI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1UI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	1UO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
EU協定	EUP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	EUP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	EUP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	EUQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	EUQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	EUQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	EUE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	EUE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	EUE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	EUF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	EUF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	EUF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	EUI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	EUI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	EUI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	EUO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	EUO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
EU協定 (アンドラ)	2AP1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	2AP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	2AP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	2AQ1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	2AQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	2AQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	2AE1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	2AE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	2AE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	2AF1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	2AF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	2AF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	2AI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	2AI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	2AI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	2AO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	2AO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
日米貿易協定	USI1	自由貿易協定	EPA関税割当品目	輸入者による原産品申告書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	●
	USI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	USI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	USO2	自由貿易協定	EPA関税割当品目であり少額扱い貨物	(提出不要)	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	—
	USO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
日英協定	GBP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	GBP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	GBQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	GBQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	GBE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	GBE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	GBF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	GBF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	GBI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	GBI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	GBO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (中国)	RCT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	RCT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	RCA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RCA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RCP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RCP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RCQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RCQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RCE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RCE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RCF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RCF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RCI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RCI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RCO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
RCEP協定 (オーストラリア)	RAT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	RAT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	RAA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RAA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RAP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RAQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RAE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RAF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RAI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (ニュージーランド)	RNT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	RNT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	RNA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RNA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RNP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RNP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RNQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RNQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RNE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RNE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RNF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RNF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RNI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RNI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RNO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
RCEP協定 (シンガポール)	R1T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R1T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R1A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R1A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R1P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R1P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R1Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R1Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R1E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R1E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R1F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R1F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R1I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R1I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R1O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (ブルネイ)	R2T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R2T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R2A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R2A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R2P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R2P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R2Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R2Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R2E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R2E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R2F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R2F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R2I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R2I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R2O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
RCEP協定 (カンボジア)	R3T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R3T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R3A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R3A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R3P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R3P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R3Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R3Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R3E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R3E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R3F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R3F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R3I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R3I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R3O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (ラオス)	R4T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R4T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R4A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R4A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R4P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R4P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RAQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R4E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R4E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RAF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RAF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R4I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R4I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
RCEP協定 (タイ)	R4O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
	R5T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R5T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R5A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R5A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R5P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R5P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R5Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R5Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R5E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R5E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R5F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R5F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R5I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R5I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R5O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (ベトナム)	R6T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R6T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R6A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R6A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R6P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R6P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R6Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R6Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R6E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R6E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R6F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R6F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R6I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R6I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R6O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
RCEP協定 (韓国)	RKT4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	RKT7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	RKA4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RKA7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	RKP4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RKP7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	RKQ4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RKQ7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RKE4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RKE7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	RKF4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RKF7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	RKI4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RKI7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	RKO5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (マレーシア)	R7T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R7T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R7A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R7A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R7P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R7P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R7Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R7Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R7E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R7E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R7F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R7F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R7I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R7I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R7O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—
RCEP協定 (インドネシア)	R8T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R8T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R8A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R8A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R8P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R8P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R8Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R8Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R8E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R8E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R8F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R8F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R8I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R8I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R8O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

【輸入:原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

(注)関税割当証明書は、事後提出を要する(凡例○)。ただし、同証明書をNACCSに登録し、システムにより裏落としが行われた場合を除く(凡例●)。

【原産地証明書識別コード】欄

種別	コード体系	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	提出等要否凡例
RCEP協定 (フィリピン)	R9T4	自由貿易協定	EPAに基づく原産地証明書がある貨物	EPA用原産地証明書	有	—	—	●
	R9T7	自由貿易協定	原産地証明書等の提出猶予申請を行う貨物	(EPA用原産地証明書)	有	—	—	●
	R9A4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告がある貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R9A7	自由貿易協定	原産品申告の提出猶予申請を行う貨物	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)	有	—	—	●
	R9P4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R9P7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告書	有	—	—	●
	R9Q4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R9Q7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	製造者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R9E4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R9E7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告書	有	—	—	●
	R9F4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R9F7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸出者による原産品申告(原産性に関する情報が提出できない場合)	有	—	—	●
	R9I4	自由貿易協定	EPAに基づく原産品申告書がある貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R9I7	自由貿易協定	原産地申告書の提出猶予申請を行う貨物	輸入者による原産品申告書	有	—	—	●
	R9O5	自由貿易協定	少額貨物扱い	(提出不要)	—	—	—	—

2. 輸出関係

【輸出:他法令関係】(共通部)

※次の①～③のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

- 下記凡例中「×」以外は、いずれの場合においても、原本性の確認が必要な書類等以外の通関関係書類(インボイス等)はMSXによる提出が可能。
- 下記凡例中「○、○、●、▲、■、×」の対象となるコードのうち、実際の申告において原本性の確認等を必要とする書類がない場合は、凡例中「-」と同様、通関関係書類(インボイス等)のMSXによる提出が可能。

①【他法令コード】欄

番号	内容	コード	提出等要否凡例
1	覚醒剤取締法	AD	●
2	家畜伝染病予防法	AN	●
3	文化財保護法	CP	○
4	輸出入取引法	EI	-
5	林業種苗法	FO	-
6	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係	HU	●
7	道路運送車両法(マニュアル確認)	MM	○
8-1	道路運送車両法(システム確認・8-2を除く)	MS	○
8-2	道路運送車両法(システム確認・自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)上のデータと突合された場合)	MS	-
9	麻薬及び向精神薬取締法	NA	●
10	あへん法	OP	●
11	植物防疫法	PL	●
12	狂犬病予防法	RA	●
13	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	SA	●

②【輸出承認証等区分】欄

番号	内容	コード	提出等要否凡例
1-1	外為法48条第1項又は輸出貿易管理令第1条第3項に該当するもの(1-2を除く)	FE	○
1-2	外為法48条第1項又は輸出貿易管理令第1条第3項に該当するもの(包括許可証を取得した場合)	FE	●
2	外為法48条第1項又は輸出貿易管理令第1条第3項に該当するもの(特例扱い不要)	N1	-
3	輸出令第2条第1項1号又は1号の2	E1	○
4	輸出令第2条第1項1号又は1号の2(特例扱い不要)	N2	-
5	輸出令第2条第1項2号	E2	○
6	輸出令第2条第1項2号(特例扱い不要)	N3	-
7	外為令6条、8条又は17条第3項又は第4項	FT	○
8	該当しないもの	NO	-

③【輸出承認証等識別コード】欄 1/2

番号	承認書等番号	備考	コード	提出等要否凡例
1	覚醒剤原料輸出許可書番号等	覚醒剤取締法関係	ADNO	●
2	特定委託輸出申告包括申出受理番号	特定委託輸出申告(包括)	AEOH	—
3	認定製造者承認番号	特定製造貨物輸出申告	AEOM	—
4	特定保税運送者の利用者コード	特定委託輸出申告(個別)	AEOU	—
5	アルコール壳渡証番号等	アルコール事業法関係	AMNO	—
6	輸出検疫証明書番号等	家畜伝染病予防法関係	ANNO	●
7	輸出許可書番号等	文化財保護法関係	CPNO	○
8	コンテナ番号	コンテナ番号	CTNO	—
9	輸出申告番号	1インボイスで複数申告になる場合の他申告番号	EDNO	—
10	輸出引取承認書番号等	輸出入取引法関係	EINO	—
11	輸出承認証番号	輸出承認証番号(貿易管理サブシステムを利用する場合)	ELNJ	—
12	輸出承認証番号	輸出承認証番号(貿易管理サブシステムを利用しない場合)	ELNO	○
13	外国為替及び外国貿易法第48条第1項又は輸出貿易管理令第1条第3項許可番号	外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを利用する場合)	FENJ	—
14-1	外国為替及び外国貿易法第48条第1項又は輸出貿易管理令第1条第3項許可番号	外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを利用しない場合)	FENO	◎
14-2	外国為替及び外国貿易法第48条第1項又は輸出貿易管理令第1条第3項許可番号	外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを利用しない場合)(包括許可を取得した場合)	FENO	●
14-3	外国為替令第6条、第8条、第17条第2項許可番号	外国為替及び外国貿易法関係	FTNO	○
15	関係番号等	林業種苗法関係	FONO	—
16	本船・ふ中扱い承認申請番号(システム)	システムによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNN	—
17	本船・ふ中扱い承認申請番号(マニュアル)	マニュアルによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNO	—
18	適法捕獲等証明書番号等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係	HUNO	●
19	総保入承認申請番号	総保入承認申請番号	IANO	—
20	移入承認申請番号	保税工場からの積戻し	IMNO	—
21	複数インボイスに係る他のインボイス番号	インボイス番号	INVN	—
22	戻税貨物における輸入許可番号	輸入申告番号	IPNO	—
23	蔵入承認申請番号	蔵入承認申請番号	ISNO	—
24	展示等申告番号	展示等申告番号展示等積戻し申告	ITNO	—
25	違約品等保税地域搬入番号	定率法第20条関係	IYAK	—
26	輸出申告前検査申請番号	輸出申告前検査申請番号	JIZN	—
27-1	輸出自動車情報登録番号(28-2を除く)	道路運送車両法関係	MOTS	◎
27-2	輸出自動車情報登録番号(自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)上のデータと突合された場合)	道路運送車両法関係	MOTS	—
28	免許証番号、麻薬輸出許可書番号、携帯輸出許可書番号等	麻薬及び向精神薬取締法関係	NANO	●
29	その他のライセンス番号等	その他のライセンス	OLNO	●

③【輸出承認証等識別コード】欄 2/2

番号	承認書等番号	備考	コード	提出等要否凡例
30	保稅運送承認番号	保稅運送承認番号	OLTN	—
31	輸出委託証明書番号等	あへん法関係	OPNO	●
32	その他の参考情報	その他の参考情報	OTHN	—
33	指定地外貨物検査許可番号	指定地外貨物検査許可番号	OTPL	—
34	保稅地域コード	保稅地域コード	OTST	—
35	支払手段等の輸出許可証番号	外国為替令関係	PAYL	○
36	植物検査合格証明書番号等	植物防疫法関係	PLNO	●
37		プラント関係	PLNT	—
38	定率法第19条に係る製造証明書番号	定率法第19条に係る製造証明書番号	PRNO	—
39	再輸入免税貨物のパート番号	再輸入免税貨物のパート番号	PTNO	—
40	犬の輸出検疫証明書等番号	狂犬病予防法関係	RANO	●
41	適法漁獲等証明書番号	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律関係	SANO	●
42	再輸入免税貨物のシリアル番号	再輸入免税貨物のシリアル番号	SINO	—
43	車上通関受理番号	車上通関扱い	SYAJ	—
44	他所蔵置許可申請番号	他所蔵置許可申請	TASY	—
45	CITES許可番号	ワシントン条約関係	WANA	◎
46	加工組立輸出貨物確認申告書番号	暫定法第8条関係	ZAN8	—
47	在外公館公用品証明書番号	少額貨物簡易通関扱いする貨物の輸出申告(外務省から在外公館宛てに送付する公用品の場合)	ZKNO	—
48	BUNKAZAI	文化財保護法【非該当】 〔「古美術品輸出鑑査証明書」又は「新作日本刀証明証」を提出する場合〕	TOKG	○
49	GAITAME	外国為替及び外国貿易法【非該当】(「輸出貿易管理令の運用について」(輸出注意事項62第11号)に基づき「届出受理票」を提出する場合)	TOKU	●

④-1【輸出貿易管理令別表コード】欄

※次のコードに該当する場合は、事後提出を要する(凡例○)。

ただし、別表第1のうち個別輸出許可証及び別表第2のうち2-36については○、別表第1のうち包括許可証については●

別表第1

別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード
1-(1)	10101	2-(44)	10244	6-(3)	10603	10-(9)	11009
1-(2)	10102	2-(45)	10245	6-(4)	10604	10-(9の2)	19030
1-(3)	10103	2-(46)	10246	6-(5)	10605	10-(10)	11010
1-(4)	10104	2-(47)	10247	6-(6)	10606	10-(11)	11011
1-(5)	10105	2-(48)	10248	6-(7)	10607	10-(11の2)	19039
1-(6)	10106	2-(49)	10249	6-(8)	10608	10-(12)	11012
1-(7)	10107	2-(50)	10250	6-(9)	10609	10-(13)	11013
1-(8)	10108	2-(51)	10251	6-(10)	10610	10-(14)	11014
1-(9)	10109	2-(52)	10252	7-(1)	10701	11-(1)	11101
1-(10)	10110	3-(1)	10301	7-(2)	10702	11-(2)	11102
1-(11)	10111	3-(2)	10302	7-(3)	10703	11-(3)	11103
1-(12)	10112	3-(3)	10303	7-(4)	10704	11-(4)	11104
1-(13)	10113	3の2-(1)	19001	7-(5)	10705	11-(4の2)	19025
1-(13の2)	19017	3の2-(2)	19002	7-(6)	10706	11-(5)	11105
1-(14)	10114	4-(1)	10401	7-(7)	10707	12-(1)	11201
1-(15)	10115	4-(1の2)	19006	7-(8)	10708	12-(2)	11202
1-(16)	10116	4-(2)	10402	7-(8の2)	19022	12-(3)	11203
1-(17)	10117	4-(3)	10403	7-(8の3)	19026	12-(4)	11204
2-(1)	10201	4-(4)	10404	7-(8の4)	19037	12-(5)	11205
2-(2)	10202	4-(5)	10405	7-(9)	10709	12-(6)	11206
2-(3)	10203	4-(5の2)	19035	7-(10)	10710	12-(7)	11207
2-(4)	10204	4-(6)	10406	7-(11)	19018	12-(8)	11208
2-(5)	10205	4-(7)	10407	7-(12)	10712	12-(9)	11209
2-(6)	10206	4-(8)	10408	7-(13)	10713	12-(10)	11210
2-(7)	10207	4-(9)	10409	7-(14)	10714	13-(1)	11301
2-(8)	10208	4-(10)	10410	7-(15)	10715	13-(2)	11302
2-(9)	10209	4-(11)	10411	7-(15の2)	19019	13-(2の2)	19036
2-(10)	10210	4-(12)	10412	7-(15の3)	19040	13-(3)	11303
2-(10の2)	19003	4-(13)	10413	7-(16)	10716	13-(4)	19009
2-(11)	10211	4-(14)	10414	7-(17)	10717	13-(5)	11305
2-(12)	10212	4-(15)	10415	7-(17の2)	19038	14-(1)	11401
2-(13)	10213	4-(16)	10416	7-(18)	10718	14-(2)	11402
2-(14)	10214	4-(17)	10417	7-(19)	10719	14-(3)	11403
2-(15)	10215	4-(18)	10418	7-(20)	10720	14-(5)	11405
2-(16)	10216	4-(18の2)	19021	7-(21)	10721	14-(6)	11406
2-(17)	10217	4-(19)	10419	7-(22)	10722	14-(7)	11407
2-(18)	10218	4-(20)	10420	7-(23)	10723	14-(9)	11409
2-(19)	10219	4-(21)	10421	7-(24)	10724	14-(10)	11410
2-(20)	10220	4-(22)	10422	7-(25)	10725	14-(11)	11411
2-(21)	10221	4-(23)	10423	8	10801	15-(1)	11501
2-(22)	10222	4-(24)	10424	9-(1)	10901	15-(2)	11502
2-(23)	10223	4-(24の2)	19007	9-(2)	10902	15-(3)	11503
2-(24)	10224	4-(25)	10425	9-(3)	10903	15-(4)	19010
2-(25)	10225	4-(26)	10426	9-(5)	10905	15-(4の2)	19032
2-(26)	10226	5-(1)	10501	9-(5の2)	19020	15-(5)	19011
2-(27)	10227	5-(3)	10503	9-(5の3)	19023	15-(6)	19012
2-(28)	10228	5-(4)	10504	9-(5の4)	19024	15-(7)	19013
2-(29)	10229	5-(5)	10505	9-(5の5)	19034	15-(8)	19014
2-(30)	10230	5-(6)	10506	9-(6)	10906	15-(9)	19015
2-(31)	10231	5-(7)	10507	9-(7)	10907	15-(10)	19016
2-(32)	10232	5-(8)	10508	9-(8)	10908	16-(1)	11688
2-(33)	10233	5-(10)	10510	9-(10)	10910	16-(2)	11600
2-(34)	10234	5-(11)	10511	9-(11)	10911	返品イ	RE001
2-(35)	10235	5-(12)	10512	10-(1)	11001	返品ロ	RE002
2-(35の2)	19033	5-(13)	10513	10-(2)	11002	返品ハ	RE003
2-(36)	10236	5-(14)	10514	10-(3)	11003		
2-(37)	10237	5-(15)	10515	10-(4)	11004		
2-(38)	10238	5-(16)	10516	10-(5)	11005		
2-(39)	10239	5-(17)	10517	10-(6)	11006		
2-(40)	10240	5-(18)	10518	10-(7)	11007		
2-(41)	10241	5-(19)	10519	10-(7の2)	19008		
2-(42)	10242	6-(1)	10601	10-(8)	11008		
2-(43)	10243	6-(2)	10602	10-(8の2)	19029		

別表第2(輸出令第2条、第4条、第11条関係)

別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード
2-1	20010	2-30	20300	2-36	20360	2-44	20440
2-19	20190	2-33	20330	2-37	20370	2-45	20450
2-20	20200	2-34	20340	2-38	20380		
2-21	20210	2-35	20350	2-39	20390		
2-21の2	20212	2-35の2	20352	2-40	20400		
2-21の3	20213	2-35の3	20353	2-41	20410		
2-25	20250	2-35の4	20354	2-43	20430		

別表第2の3(第1号の2(化学兵器等関連物品))

別表番号	コード
イからハ	23001

別表第2の3(第2号(汎用品等))

別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード
1	23010	25	23034	49	23058	73	23082
2	23011	26	23035	50	23059	74	23083
3	23012	27	23036	51	23060	75	23084
4	23013	28	23037	52	23061	76	23085
5	23014	29	23038	53	23062	77	23086
6	23015	30	23039	54	23063	78	23087
7	23016	31	23040	55	23064	79	23088
8	23017	32	23041	56	23065	80	23089
9	23018	33	23042	57	23066	81	23090
10	23019	34	23043	58	23067	82	23091
11	23020	35	23044	59	23068	83	23092
12	23021	36	23045	60	23069	84	23093
13	23022	37	23046	61	23070	85	23094
14	23023	38	23047	62	23071		
15	23024	39	23048	63	23072		
16	23025	40	23049	64	23073		
17	23026	41	23050	65	23074		
18	23027	42	23051	66	23075		
19	23028	43	23052	67	23076		
20	23029	44	23053	68	23077		
21	23030	45	23054	69	23078		
22	23031	46	23055	70	23079		
23	23032	47	23056	71	23080		
24	23033	48	23057	72	23081		

(注)別表第2の3(第2号(汎用品等))について、別表番号は数字のみの表記となっておりますが、輸出貿易管理令上は(1)等括弧表記になっていま

別表第2の3(第2号の2(産業基盤強化に資する物品))

別表番号	コード
(1)から(50)	23220

別表第2の3(第3号(奢侈品))

別表番号	コード
イからツ	23999

その他

	コード
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の2に該当する貨物	22999
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の5に該当する貨物	23215
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の6に該当する貨物	23216
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の7に該当する貨物	23217

④-2【輸出貿易管理令別表コード】欄

※次のコードに該当する場合は、提出を要しない(凡例一)。

別表第5(輸出令第4条第3項第2号関係)

別表番号	コード	別表番号	コード
5-1	50010	5-9	50090
5-2	50020	5-10	50100
(注) 50021	5-11		50110
5-3	50030	5-12	50120
5-4	50040	5-13	50130
5-5	50050	5-14	50140
5-6	50060	5-15	50150
5-7	50070		
5-8	50080		

(注)「輸出貿易管理令別表第5第2号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める貨物等の件」の表に掲げる貨物。

別表第7(輸出令第4条第4項関係)

別表番号	コード
7-1	70010
7-2	70030
7-3	70040

輸出令第4条関係(その他)

該当条項	コード
輸出令第4条第1項第1号	04110
輸出令第4条第1項第2号イ	04121
輸出令第4条第1項第2号ロ	04122
輸出令第4条第1項第2号ハ	04123
輸出令第4条第1項第2号ニ	04124
輸出令第4条第1項第2号ホ	04125
輸出令第4条第1項第2号ヘ	04126
輸出令第4条第1項第3号	04130
輸出令第4条第1項第4号	04143
輸出令第4条第1項第5号 (同令別表第3の3に掲げる貨物以外のもの)	04151
輸出令第4条第1項第5号 (同令別表第3の3に掲げる貨物のもの)	04152
輸出令第4条第2項第1号	04211
輸出令第4条第2項第2号イ	04212
輸出令第4条第2項第2号ロ	04213
輸出令第4条第2項第2号ハ	04214
輸出令第4条第2項第2号ニ	04215
輸出令第4条第2項第2号ホ	04216
輸出令第4条第2項第2号ヘ	04217
輸出令第4条第2項第3号	04230
輸出令第4条第3項第1号	04210
輸出令第4条第5項	04400

その他

	コード
CISTEC公表リスト	99999

⑤【外為法第48条コード】欄

	コード	提出等要否凡例
個別許可の場合	A	◎
特定包括許可の場合	C	●
一般包括許可の場合	F	●
特定返品等包括輸出許可の場合	G	●

【輸出:減免税関係】(欄部)

※次の①、②のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

- 下記凡例中「×」以外は、いずれの場合においても、原本性の確認が必要な書類等以外の通関関係書類(インボイス等)はMSXによる提出が可能。
- 下記凡例中「×」となるコードに係る申告は、実際の申告において原本性の確認等を必要とする書類の有無にかかわらず、MSXによる提出はできず、通関関係書類は全て書面にて提出となる。

①【内国消費税免税法令コード】欄

番号	内国消費税免税科目名	コード	提出等要否凡例
1	酒税	L	☆
2	たばこ税	B	☆
3	たばこ税・たばこ特別税	E	☆
4	石油石炭税	Q	☆
5	石油ガス税	G	☆
6	揮発油税及び地方道路税(平成21年3月31日以前)	V	—
7	揮発油税及び地方揮発油税(平成21年4月1日以降)	X	☆

②【関税減免税条項符号コード】欄 1／4

(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
1	法第11条	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	11100	☆
2	法第14条第10号	無条件免税(再輸入貨物)	11417	☆
3	法第14条第11号	無条件免税(容器)	11433	☆
4	法第15条第1項第1号 令第17条	特定用途免税(学術研究用物品等)	11501	—
5	法第15条第1項第2号	特定用途免税(寄贈の学術研究用物品等)	11502	—
6	法第15条第1項第3号	特定用途免税(救じゅつ品)	11503	—
7	法第15条第1項第3号の2	特定用途免税(国又は地方公共団体への寄贈物品)	11504	—
8	法第15条第1項第4号	特定用途免税(儀式礼拝用品)	11505	—
9	法第15条第1項第5号	特定用途免税(日赤であって寄贈物品)	11506	—
10	法第15条第1項第5号の2 令第21条	特定用途免税(博覧会等使用物品)	11507	—
11	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越自動車)	11515	—
12	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越船舶又は引越航空機)	11516	—
13	法第15条第1項第8号 令第22条第1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用])(シミュレーターであって民間用のもの)	11520	—
14	法第15条第1項第8号 令第22条第2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[機上設備用])(民間航空機用のもの)(注)	11521	—
15	法第15条第1項第8号 令第22条第3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上機上設備用部分品])(民間航空機用のもの)(注)	11522	—
16	法第15条第1項第8号 令第22条第4号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの])(民間航空機用のもの)(注)	11523	—
17	法第15条第1項第8号 令第22条第1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用])(民間用シミュレーター以外のもの)	11530	—
18	法第15条第1項第8号 令第22条第2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[機上設備用])(民間航空機用以外のもの)	11531	—
19	法第15条第1項第8号 令第22条第3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上機上設備用部分品])(民間航空機用以外のもの)	11532	—
20	法第15条第1項第8号 令第22条第4号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの])(民間航空機用以外のもの)	11533	—
21	法第15条第1項第10号 令第25条の2第1号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの)(民間航空機貿易に関する協定に基づくもの)	11540	—
22	法第15条第1項第10号 令第25条の2第2号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの)((原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約 に基づくもの)	11541	—
23	法第15条第1項第10号 令第25条の2第3号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの)((民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機 関の加盟国政府、日本政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府 の間の協定に基づくもの)	11542	—
24	法第15条第1項第10号 令第25条の2第4号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの)(核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の 共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協 定に基づくもの)	11543	—
25	法第15条第1項第10号 令第25条の2第5号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの)((平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利 用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠 組協定第5条A(税及び手数料)の規定に基づくもの)	11544	—
26	法第15条第1項第10号 令第25条の2第6号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの)((日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセ ス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第7 条5の規定に基づくもの)	11545	—
27	法第17条第1項第1号 令第31条第1号	再輸出免税(加工される貨物等[彫刻等のための製品])	11701	☆
28	法第17条第1項第1号 令第31条第2号	再輸出免税(加工される貨物等[陶磁器])	11702	☆
29	法第17条第1項第1号 令第31条第3号	再輸出免税(加工される貨物等[精錬等のための繊維品])	11703	☆
30	法第17条第1項第1号 令第31条第4号	再輸出免税(加工される貨物等[糸抜等のための繊維品])	11704	☆
31	法第17条第1項第1号 令第31条第5号	再輸出免税(加工される貨物等[毛皮等])	11705	☆
32	法第17条第1項第1号 令第31条第6号	再輸出免税(加工される貨物等[取付け等のための物品])	11706	☆
33	法第17条第1項第1号 令第31条第7号	再輸出免税(加工される貨物等[簡単な加工を施すための物品等])	11707	☆

②【関税減免税条項符号コード】欄 2/4
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
34	法第17条第1項第1号 令第31条第8号	再輸出免税(加工される貨物等[その他のもの])	11708	☆
35	法第17条第1項第2号 令第32条第1号	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナー等])	11709	☆
36	法第17条第1項第2号 令第32条第1号 令第39条第3項	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナー等])(特例輸入申告制度用)	11749	—
37	法第17条第1項第2号 令第32条第2号	再輸出免税(輸入容器[糸巻])	11710	☆
38	法第17条第1項第2号 令第32条第3号	再輸出免税(輸入容器[その他のもの])	11711	☆
39	法第17条第1項第3号 令第33条第1号	再輸出免税(輸出容器[かん・びん等])	11712	☆
40	法第17条第1項第3号 令第33条第2号	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナー等])	11713	☆
41	法第17条第1項第3号 令第33条第2号 令第39条第3項	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナー等])(特例輸入申告制度用)	11753	—
42	法第17条第1項第3号 令第33条第3号	再輸出免税(輸出容器[その他のもの])	11714	☆
43	法第17条第1項第4号	再輸出免税(修繕される貨物)	11715	☆
44	法第17条第1項第5号	再輸出免税(学術研究用品)	11716	☆
45	法第17条第1項第6号	再輸出免税(試験品)	11717	☆
46	法第17条第1項第6号の2	再輸出免税(検査機器)	11718	☆
47	法第17条第1項第7号	再輸出免税(製作のための見本等)	11719	☆
48	法第17条第1項第7号の2	再輸出免税(競技会等使用物品)	11720	☆
49	法第17条第1項第8号	再輸出免税(巡回興行者等用物品)	11721	☆
50	法第17条第1項第9号	再輸出免税(博覧会等出品物)	11722	☆
51	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	再輸出免税(一時輸入自動車等)	11723	☆
52	法第17条第1項第11号 令第33条の3第1号	再輸出免税(条約に該当する商品見本等)	11724	☆
53	法第17条第1項第11号 令第33条の3第2号	再輸出免税(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)	11725	☆
54	法第17条第1項第11号 令第33条の3第3号	再輸出免税(条約に該当する船員の厚生用物品)	11726	☆
55	法第17条第1項第11号 令第33条の3第4号	再輸出免税(条約に該当する展覧会等に使用される物品)	11734	☆
56	法第17条第1項第11号 令第33条の3第5号	再輸出免税(条約に該当する職業用具)	11735	☆
57	法第19条第1項 令第47条第1項の表第1号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (鉛合金製造用鉛の塊)	11901	☆
58	法第19条第1項 令第47条第1項の表第2号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (魚介類の缶詰等製造用綿実油)	11902	☆
59	法第19条第1項 令第47条第1項の表第3号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (グルタミン酸ソーダ製造用大豆油かす等)	11903	☆
60	法第19条第1項 令第47条第1項の表第4号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製糖等製造用砂糖)	11904	☆
61	法第19条第1項 令第47条第1項の表第5号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (でん粉、カラメル等製造用マニオカでん粉等)	11905	☆
62	法第19条第1項 令第47条第1項の表第6号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (リン製造用糖みつ)	11906	☆
63	法第19条第1項 令第47条第1項の表第7号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11907	☆
64	法第19条第1項 令第47条第1項の表第8号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (その他の原料品)	11908	☆
65	法第19条第1項 令第47条第2項の表第1号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (グルタミン酸ソーダ製造用小麦粉)	11909	☆
66	法第19条第1項 令第47条第2項の表第2号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (ビタミンC等製造用マニオカでん粉等)	11910	☆
67	法第19条第1項 令第47条第2項の表第3号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (結晶ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11911	☆
68	法第19条第1項 令第47条第2項の表第4号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (エリソルビン酸等製造用マニオカでん粉等)	11912	☆
69	法第19条の2第1項	課税原料品等による製品を輸出した場合の免税	11913	☆
70	法第19条第6項	輸出貨物の製造用原料品の控除	11914	☆
71	法第19条の2第4項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除	11915	☆
72	法第19条の2第2項	課税原料品等による製品を輸出した場合の戻し税	11918	☆
73	法第19条の3	輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税	11919	☆
74	法第19条第1項 令第52条第1項第1号	輸出貨物の製造用原料品の戻し税 (ジャム等製造用砂糖で全重量に対するしょ糖の含有量が98.5度以上に相当するもの)	11920	☆
75	法第19条第1項 令第52条第1項第2号	輸出貨物の製造用原料品の戻し税 (ジャム等製造用砂糖で全重量に対するしょ糖の含有量が98.5度未満に相当するもの)	11921	☆
76	法第20条第1項第1号	違約品を再輸出した場合の戻税	12001	▲

②【関税減免税条項符号コード】欄 3／4
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
77	法第20条第1項第2号	通信販売により輸入された個人用品の返送の場合の戻税	12002	▲
78	法第20条第1項第3号	販売等が禁止された貨物を再輸出した場合の戻税	12003	▲
79	法第20条第4項	違約品等の再輸出の場合の控除	12017	▲
80	法第20条の2第1項 令第57条第1号	軽減税率適用物品 (その他の中加穀物[とうもろこしのもの])	12013	—
81	法第20条の2第1項 令第57条第2号	軽減税率適用物品 (グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)	12014	—
82	法第20条の2第1項 令第57条第3号	軽減税率適用物品 (グルタミン酸等製造用糖みつ)	12015	—
83	法第20条の2第1項 令第57条第4号	軽減税率適用物品 (工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するエチルアルコール)	12022	—
84	法第20条の2第1項 令第57条第5号	軽減税率適用物品 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)	12019	—
85	法第20条の2第1項 令第57条第6号	軽減税率適用物品 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸留酒)	12020	—
86	法第20条の2第1項 令第57条第7号	軽減税率適用物品 (子牛育成用飼料調製品)	12016	—
87	法第20条の2第1項 令第57条第8号	軽減税率適用物品 (製油原料用重油及び粗油)	12021	—
88	法第20条の2第1項 令第57条第9号	軽減税率適用物品 (農林漁業用重油及び粗油)	12007	—
89	法第20条の2第1項 令第57条第10号	軽減税率適用物品 (真空管等製造用ニッケルの粉等)	12009	—
90	法第20条の2第1項 令第57条第11号	軽減税率適用物品 (真空管等製造用ニッケルの板等)	12010	—
91	法第20条の2第1項 令第57条第12号	軽減税率適用物品 (大型コンテナ用アルミニウム板等)	12011	—
92	法第20条の2第1項 令第57条第13号	軽減税率適用物品 (電解精製用鉛の塊)	12012	—

②【関税減免税条項符号コード】欄 4／4
(暫定法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
1	法第8条第1項	加工又は組立てに係わる製品の減税	20801	☆
2	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用のもの)(注)	25023	—
3	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用のもの)(注)	25024	—
4	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用以外のもの)	25033	—
5	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用以外のもの)	25034	—
6	法第4条 令第7条第3号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (金属素材又は合成樹脂素材で省令で定めるもの)	25010	—
7	法第4条 令第7条第4号	航空機部分品等の免税 (人工衛星等の部分品)	26007	—
8	法第4条 令第7条第5号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (宇宙開発用物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材)	26010	—
9	法第9条第1項 令第32条第1項第1号	軽減税率等適用物品 (学校給食用ミルク及びクリーム)	28041	—
10	法第9条第1項 令第32条第1項第2号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)	28042	—
11	法第9条第1項 令第32条第1項第3号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ホエイ等)	28043	—
12	法第9条第1項 令第32条第1項第4号	軽減税率等適用物品 (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	28044	—
13	法第9条第1項 令第32条第1項第5号	軽減税率等適用物品 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	28008	—
14	法第9条第1項 令第32条第1項第6号	軽減税率等適用物品 (コーンスター製造用とうもろこし)	28001	—
15	法第9条第1項 令第32条第1項第7号	軽減税率等適用物品 (丸粒とうもろこし)	28004	—
16	法第9条第1項 令第32条第1項第8号	軽減税率等適用物品 (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	28038	—
17	法第9条第1項 令第32条第1項第9号	軽減税率等適用物品 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	28045	—
18	法第9条第1項 令第32条第1項第10号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	28030	—
19	法第9条第1項 令第32条第1項第11号	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28003	—
20	法第9条第1項 令第32条第1項第12号	軽減税率等適用物品 (バイオマス由来でエチル一ターシャリーブチルエーテル製造用のエチルアルコール)	28005	—
21	法第9条第1項 令第32条第1項第13号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用揮発油)	28011	—
22	法第9条第1項 令第32条第1項第14号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用灯油)	28061	—
23	法第9条第1項 令第32条第1項第15号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用軽油)	28062	—
24	法第9条第2項 令第32条第2項第4号	軽減税率等適用物品 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード等)	28064	—
25	法第9条第2項 令第32条第2項第6号	軽減税率等適用物品 (シュレッドチーズの原料用のチーズ)	28065	—
26	法第9条第2項 令第32条第2項第8号	軽減税率等適用物品 (高糖度原料糖)	28066	—
27	法第9条第2項 令第32条第2項第9号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用のココアを含有する調整食料品)	28067	—
28	法第9条第2項 令第32条第2項第10号	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28063	—
29	法第8条の7	経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税	28070	☆
30	法第9条第2項 令第32条第2項第1号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用ミルク及びクリーム)	28071	—
31	法第9条第2項 令第32条第2項第2号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ホエイ等)	28072	—
32	法第9条第2項 令第32条第2項第3号	軽減税率等適用物品 (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	28073	—
33	法第9条第2項 令第32条第2項第5号	軽減税率等適用物品 (シュレッドチーズの原料用のフレッシュチーズ及びカード)	28074	—
34	法第9条第2項 令第32条第2項第7号	軽減税率等適用物品 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	28075	—

(輸徴法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
1-1	法第13条	内国消費税の免税等(番号1-2を除く)	00013	—
1-2	法第13条第1項第4号	内国消費税の免税等(関税定率法第17条第1項各号)	00013	☆
2	法第15条の2	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	00015	☆
3	法第15条の3第1項	再輸出減税	00016	—
4	法第17条第1項各号	再輸出又は廃棄の場合の還付	00017	●
5	法第16条の3	輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付	00018	☆

(内国消費税)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	提出等要否凡例
1	たばこ税法第15条	たばこ税の還付	00150	×
2	たばこ税法第15条	たばこ税及びたばこ特別税の還付	00160	×